

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度松阪市美術展覧会 第1回運営委員会
2. 開 催 日 時	令和4年5月18日(水) 午前9時30分から午前11時30分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	(委 員)山本静香、足立徹、高橋光彦、前田祐英、梅川紀彦、 佐久美泉涯、◎牧田研介、○福井幸恵、杉本洋子、岩坂由華 (◎委員長 ○委員長代理)  (事務局) 別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	無
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 担当者 : 阪口、山本 電 話 0598-53-4397 F A X 0598-22-0003 e-mail <a href="mailto:bun.div@city.matsusaka.mie.jp">bun.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

### 協議事項

- (1) 第63回松阪市美術展覧会開催について
- (2) 夏休みこどもワークショップについて

### 議事録要約

別紙

## 令和4年度松阪市美術展覧会 第1回運営委員会議事録（要約）

開催日 令和4年5月18日（水）午前9時30分～午前11時30分

会場 松阪市役所 5階特別会議室

出席者 山本静香（日本画）、足立徹（洋画）、高橋光彦（彫塑）、前田祐英（美術工芸）、  
梅川紀彦（写真）、佐久美泉涯（書道）、牧田研介、福井幸恵、杉本洋子、岩坂由華  
文化課長：松葉、文化振興担当主幹：山本、文化振興係主任：渡邊、文化振興係：阪口

### 1 開会

### 2 委嘱状交付

### 3 課長あいさつ

### 4 自己紹介

### 5 委員長、委員長代理の選出

運営委員長に牧田研介氏、運営委員長代理に福井幸恵氏を選出。

### 6 議題

#### (1) 第63回松阪市美術展覧会について

##### ①会場及び日程について

（事務局）

- ・会場は例年と同じく文化財センター。
- ・日程は下記の通り。

##### 【会期】

第1部：10月2日（日）～10月9日（日）

第2部：10月23日（日）～10月30日（日）

##### 【審査】

第1部：9月28日（水） 予備日：9月29日（木）

第2部：10月19日（水） 予備日：10月20日（木）

##### 【搬入】

第1部：9月23日（金・祝）・24日（土）

第2部：10月14日（金）・15日（土）

##### 【搬出】

第1部：10月9日（日）・10日（月・祝）

第2部：10月30日（日）・31日（月）

##### 【合評会】

第1部：10月9日（日）

第2部：10月30日（日）

(運営委員)

異議なし

## ②開催要項(案)・作品公募要項(案)について

### ◇「開催要項」

(事務局)

- ・開館時間：会期中のいずれかの日程で文化財センター主催のナイトミュージアムが開催予定、その日については午後7時(予定)までの夜間開催を実施する。
- ・会場：文化財センターの第1・第2・第3ギャラリーに、全入賞入選作品及び招待作品を展示。

(運営委員)

異議なし

### ◇「出品者資格」

(事務局)

- ・出品可能なのは「松阪市・多気郡在住者、および松阪市への通勤・通学者」

(運営委員)

異議なし

### ◇「出品規定」

(事務局)

- ・出品作品は、自己が創作した未発表のものとする。
- ・各部門1人1点とし出品料は部門別1人につき500円とする。ただし高校生以下(18歳以下)は無料。

(運営委員)

- ・以前も意見であったかと思うが、「未発表のもの」とは他のコンクールに出品したが落選となり展示されなかった作品も未発表に該当するという解釈でよいか。
- ・市展という若者にはハードルが高いと思われるという意見もあったかと思うが、若者の出品を増やす取り組みとして何か新たに行うことはあるか。

(事務局)

- ・「未発表のもの」についての解釈はその通りでお願いしたい。
- ・若者の出品を増やすため、松阪地域の高校を訪問し出品依頼を行う。また今までは市ホームページと松阪市公式Facebookでの情報発信のみであったが、Twitter、Instagramでも松阪市公式アカウントがあるのでそちらでの情報発信も行っていく。

### ◇「作品規定」

(事務局)

例年と同じ内容の作品規定、不可となる条件について抜き出して表記。

- ・(絵画) 全作品ガラス張り不可。日本画(水墨画を含む)・油彩画の亚克力張りは不可。軸装は不可。
- ・(彫刻・工芸) 額装の作品のガラス張りは不可。
- ・(写真) 全作品ガラス及び亚克力張りは不可。額装は不可。

- ・(書道) 全作品ガラス張り不可。ただし、アクリル張りは可とする。

(運営委員)

- ・絵画の作品規定について、額の無い作品が増えている。搬入や展示のことを考えると作品保護のために額を付けたほうが良い。規定には「作品保護のために額装としてください」という内容を明記し、「なお、額がないことによる作品の破損については～」の文章へ繋げてみてはどうか。
- ・書道の解釈文の提出について、70文字以内としているが、「要約を書けばいいのか原文を書けばいいのか」出品者によってバラバラになっている。要約と原文の両方を提出するルールにしてはどうか。また、用紙の罫線をなくす、用紙のサイズを大きくすることで書き込めるスペースを確保してはどうか。
- ・出品票の絵画の箇所について、「日本画・洋画・その他」と表記しているが、区別する定義がとても曖昧。使われている絵具の材料で区別しようにも日本画で使う素材と洋画で使う素材を混ぜていたりするので判別がとても難しい。
- ・出品票の彫刻・工芸の箇所について、(彫塑・美術工芸) という表記があるが、現在は彫塑という表現はあまり使われていない。彫塑とは彫刻と塑像をまとめた単語なのだが、現在は彫刻という単語にどちらも含まれていると思う。美術工芸も何をもって美術工芸とするのか説明が難しい。

## ◇「出品作品の搬入と搬出」

(事務局)

- ・搬入の受付時間は第1部・第2部ともに金曜日が午後1時～午後6時、土曜日が午前9時～午後4時。
- ・搬出の受付時間は第1部・第2部ともに日曜日が午後4時～午後6時、月曜日が午前9時～正午。

(運営委員)

異議なし

## ◇「審査」

(事務局)

- ・審査会の開始時間は午前9時30分～正午。
- ・正午を回った部門は、審査が終了するまでは昼休憩を挟まずに審査をしていただいている。逆に審査が早く終わった場合はそこで終了とする。
- ・令和元年度から要項に審査委員名を記載している。今年度も記載する。
- ・令和2・3年度は新型コロナウイルス対策のため審査を非公開で行った。審査の様子をビデオ撮影し、その映像を会期中に上映することで一般の方に公開していた。現在はイベントの観客人数の基準が緩和されており、現在の三重県の指針に従い、有観客での実施を予定している。

(運営委員)

- ・審査会の人数制限などは考えているのか。
- ・審査員が急病になるなど、急遽欠員が出た場合の取り扱いについて確認したい。

(事務局)

- ・大声を伴うイベントではないため人数の制限は求めない方針。来場者には間隔を開けてもらうように案内をする。
- ・急遽欠員が出たとしても出席している審査員によって審査の公平性は担保されていると考え、欠員がある状態でも審査会を行うという考え方でよいかを運営委員会へ提案。

(運営委員)

- ・審査員の欠員に関する提案について異議なし。

## ◇「審査結果の発表」

(事務局)

- ・審査結果はハガキで連絡する（審査の翌日には投函）他、入選以上の作品については、松阪市のホームページにも作品タイトル・名前・住所などを掲載。
- ・入賞者については個人情報（作品タイトル・名前・住所など）を報道機関のみに資料提供をする。

(運営委員)

異議なし

## ◇「褒賞」

(事務局)

- ・褒賞は昨年度と同様。令和元年度に第 60 回記念として追加した企業賞、まつさか未来賞、来場者投票賞（あなたが選ぶ！まつさか特別賞）を今回も継続していく。企業賞は企業様からご協賛いただく賞、まつさか未来賞は高校生以下（18 歳以下）を対象とした賞、来場者投票賞（あなたが選ぶ！まつさか特別賞）は来場者の投票により最多得票となった作品に授与する。
- ・来場者投票賞（あなたが選ぶ！まつさか特別賞）は第 1 部→10 月 2 日（日）～10 月 5 日（水）、第 2 部→10 月 23 日（日）～26 日（水）の期間に来場者に投票用紙を配布し、投票をしてもらう。第 1 部は 10 月 7 日（金）、第 2 部は 10 月 28 日（金）にそれぞれ会場への貼り出しやホームページ等で受賞者を発表する。現在は入選以上の作品を投票対象としている。今年度も同様の取扱いで進めていこうと考えている。
- ・岡田文化財団賞については、新人奨励賞という岡田文化財団の意向により、平成 27 年度から過去に上位賞や岡田文化財団賞の受賞経験がある人は岡田文化財団賞の対象から外している。今年度も同様に扱う。

(運営委員)

- ・作品の展示に関して、出品者のモチベーション確保のため落選となった作品も展示することはできないだろうか。

(事務局)

- ・落選した作品を展示するというよりは、展示する作品は審査の結果、入選した作品ということにしたい。要項には「美術水準の向上に寄与することを目的」としており、全てを展示する文化祭的なものではなく、審査員による評価を受けたうえで展示に至るといった一定の水準は保っていきたいと考えている。落選となった方への講評を付けていくという対応は考えていきたいと思う。

## ◇「表彰式」

(事務局)

- ・10 月 29 日（土）午前 10 時から、場所は橋西地区市民センターで開催予定。
- ・令和 2・3 年度は新型コロナウイルス対策として、奨励賞の方については出席を控えていただいたことで、人が密集する危険性を避ける対応をとった。現在はイベントの観客人数の基準が緩和されており、現在の

三重県の指針に従い、通常通りの形での実施を予定している。

(運営委員)

異議なし

#### ◇「作品合評会」

(事務局)

- ・密集状態の回避が困難であるため、令和 2・3 年度は新型コロナウイルス対策として合評会を中止した経緯がある。現在はイベントの観客人数の基準が緩和されており、三重県の指針に従い、有観客で実施を予定している。

(運営委員)

異議なし

#### ◇「その他」

(事務局)

- ・会期中の展示作品の撮影について、現状では出品者以外の撮影はお断りしているが、今年度から来場者に作品撮影を可能と案内してはどうかということを運営委員の意見を確認したい。

(運営委員)

- ・作品の写真撮影については認めていくほうが良いと考える。県展のように「個人利用の範囲内で撮影可とする」というような文言を要項などへ明記すると良い。また会期中はギャラリー内に「撮影時もお静かにお願いします」という掲示をすれば来場者も理解してくれると思う。

### ③審査委員の選出と、審査ならびに展示について

#### ◇審査委員の選出について

(事務局)

- ・今年度の審査委員について、松阪市美術展覧会審査委員設置要綱にもとづき、各部門 6 名以内（最低一人は市外在住者を含める）で、昨年度の運営委員にご選出いただいた。
- ・要項に審査委員名を記載するため、要項配布を開始する 7 月には審査委員が一般に判明する形となる。
- ・審査員には審査当日の午後から展示指導も行っていただく。

(運営委員)

異議なし

### ④その他

(事務局)

- ・本日の内容を踏まえ、広報 7 月号やホームページに作品募集について掲載予定。
- ・ポスターデザイン（年度ごと、各部門で作成）について、今年度は写真部門（梅川紀彦委員）に依頼した。ポスターが完成したら運営委員にも送付する。

(運営委員)

- ・すぐにといいわけではないが、先日松阪市に設立されたサイトウミュージアムと松阪市展とが今後コラボしていくようなことがあれば良いと思う。

## (2)夏休みこどもワークショップについて

(事務局)

- ・今年度は書道部門でのワークショップ開催を予定している。
- ・日時は8月5日(金)の午後1時から。3時間程度を予定。
- ・詳細は書道部門の佐久美先生ほか2名の先生と協議していきたい。

(運営委員)

異議なし

## 7 次回の会議について

- ・次回は6月14日午後2時から5階特別会議室で開催。
- 今回の会議で提案のあった意見や課題についての協議を行う。

## 8 閉会